

意見書

①岡野 三之氏（白井市在住）

次期中間処理施設整備事業の用地選定に関する意見書

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業
用地検討委員会 委員長 寺嶋 均 様
印西地区環境整備組合事務局長 様

次期中間処理施設整備事業の用地選定に関する意見書

2. 意見

平成 26年9月27日提出

最終答申書のおわりに（寺嶋委員長名）において
上から7行目で「避難場所、救出救援の活動拠点としての役割」との記述が
あります。

国等における廃棄物処理施設における災害時の役割は別紙のとおり委員長
記述とは大きく乖離しております。

周辺住民に誤った危険な情報を提供することとなります。

早急に訂正していただきたくお願い申し上げます。

白井市 岡野三之

第3章 防災拠点となる廃棄物処理施設の要件

3.1 防災拠点となる廃棄物処理施設等のイメージ

防災拠点となる施設の例を、表 3.1-1 に示す。廃棄物処理施設は、災害時に、復旧活動展開の基礎となる防災拠点に該当する（表 3.1-1 の④に該当）。さらに、廃棄物処理施設からのエネルギー供給先が防災拠点に該当する施設であれば、災害時における地域への貢献度はより大きなものとなる。

表 3.1-1 防災拠点となる施設の例

①災害対策の本部機能を有する施設	市役所、区役所、消防・警察など
②災害医療を行う施設	防災拠点病院など
③避難所となる施設	社会福祉施設、学校施設、スポーツ施設など
④復旧活動展開の基礎となる施設	廃棄物処理施設、水道、下水道などのインフラ
⑤調達・救援物資を受け入れる施設	公園、緑地、大規模多目的ホールなど

平成 25 年 5 月に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」では、災害対策を強化するため、「地域の核となる廃棄物処理施設においては、地震や水害によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靭性を確保する。これにより、地域の防災拠点として、特に焼却施設については、大規模災害時にも稼働を確保することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できる。」としており、これに即した地域の防災拠点となる廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）及び周辺施設のイメージを、図 3.1-1 に示す。

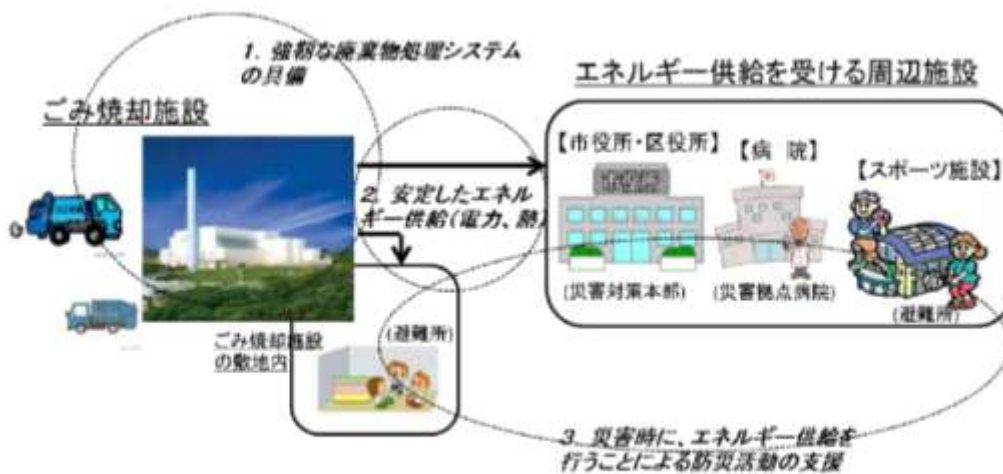


図 3.1-1 地域の防災拠点となる廃棄物処理施設等のイメージ

地域の防災拠点としての廃棄物処理施設に求められる機能は次のようになる。

①強靭な廃棄物処理システムの具備

廃棄物処理施設自体の強靭性に加え、災害時であっても自立起動・継続運転が可能なこと及びごみ収集体制が確保されていること

②安定したエネルギー供給（電力、熱）

ごみ焼却施設の稼働に伴い発生するエネルギー（電力、熱）を、災害時であっても安定して供給できること

③災害時にエネルギー供給を行うことによる防災活動の支援

地域の防災上の必要に応じて、エネルギー供給により防災活動を支援できること

(3) 防災活動の支援

①エネルギーの安定供給による防災活動の支援方策の積極的な検討

防災拠点として、廃棄物処理施設や廃棄物処理システムの強靱化を図ることで、そこから得られるエネルギー供給の安定性の向上が期待される。このため、エネルギーの安定供給による防災活動の支援方策について、廃棄物処理施設整備のコンセプトなど、積極的に検討することが望まれる。

②廃棄物処理施設を避難場所とする際の安全性の確保

廃棄物処理施設には、薬品等危険物を取扱う場所や設備があり、また、多数の搬入車両の出入りがある。一般的に、避難場所とされる場所は会議室や展示施設などであり廃棄物処理に直接関係するものではないが、災害時には施設内に職員以外の者が多数入場することとなる。こうした状況を踏まえ、避難場所を利用する者の安全性の確保について万全を期す必要がある。

③全国調査によれば地域防災計画により避難所と指定された廃棄物処理施設はない。

避難所は災害対策基本法に基づく地域防災計画により指定されるものである。

◎印西市地域防災計画について(災害対策基本法に基づく地域防災計画)

①災害時の避難場所

更新日:2013年4月10日

避難場所の指定

火災の延焼拡大等や余震による二次災害から市民の身の安全を確保するため、公共施設等を避難場所として指定する。市指定の避難場所は、次の4種類とする。

広域避難場所

市街地における大規模火災が発生した場合に、輻射熱や煙から身を守り生命の安全を確保するため、一時的に避難する避難所である。公園や公共空地等を指定する。

指定避難所

住家の全半壊、焼失、浸水により住居を失ったものまたは居住が困難な被災者のうち、避難を必要とする者を一時収容し、保護するための場所である。学校等を指定する。

特別避難所

災害時要援護者に対する特別な配慮として福祉避難所を事前に定める。また、土砂災害警戒区域付近の市民が一時避難するための避難所を確保する。

一時避難場所

災害時の危険を回避するため、一時的に避難する避難場所として近隣公園以上の規模を有する公園を指定する。また、町内会・自治会等や自主防災組織は、地区の身近な公園や空地を一時避難場所としてあらかじめ定めるものとする。

*印西クリーンセンターは上記何れの避難所としても指定されていない。

- ②印西市避難所運営マニュアルは117ページにもおよぶもので極めて広範できめ細かいものとなっていて片手間に運営できるものではない。
- ③災害直後の焼却場職員は施設の損傷確認や、安全運転、に注力するべきでありマニュアルに基づいた避難所運営は不可能である。避難場所を利用する者の安全性の確保について担保できる状況ではない。
- ④ごみ焼却場は災害時ばかりでなく、潜在的危険性を持った施設である。

◎環境省事故調査

一般廃棄物処理施設での物損事故

1)物損事故発生状況

平成16年度から平成19年度の4年間に起きた物損事故は、549件が報告されている。この内、粗大ごみ処理施設が324件（事故発生率：約60%（＝粗大ごみ処理施設事故発生件数÷総物損事故発生件数））と最も多く、次いでごみ焼却施設が164件（同、約30%）であり、これら2施設での事故が多く全体の約90%を占める。

なお、粗大ごみ処理施設における爆発事故は毎年50～80件発生している。火災事故は粗大ごみ処理施設で80件、ごみ焼却施設で76件と概ね同数発生しており、事故発生率はそれぞれ約15%、14%、全火災事故発生件数のそれぞれ約43%、41%であり、火災事故はこの2施設で約84%と多くを占めている。

◎消防行政（総務省消防庁）の位置づけ

- ①潜在的出火危険性
- ②消化困難性
- ③火災に伴う環境汚染

廃棄物処理施設における防火安全対策のあり方

<背景、検討の経緯等>

- 廃棄物の種類、処理内容等は様々であり、近年のごみ減量化やリサイクルの推進に伴って、廃棄物処理施設の形態はますます多様化・複雑化している（資料1参照）。
- 廃棄物処理施設については、潜在的出火危険性、消火困難性、火災に伴う環境汚染等の問題が懸念されており、従前から大量集積された野積み産業廃棄物の長時間に及ぶ火災等が散見される状況にある。

平成14年5月には、東京都大田区の一般廃棄物中間処理施設において火災が発生し、消防活動中の消防隊員5名が死傷するなど深刻な人的・物的被害を生じている（資料2-4）。本火災は、廃棄物処理の高度化に伴って処理工程の自動化や内部構造の複雑化が進んだ施設において発生したものであり、新たな形態の火災として対応を図ることが必要となっている。

◎経産省の位置づけ

①危険物取り扱い施設

- ・高温高圧（400℃、4MP）ボイラー
- ・油圧装置
- ・助燃用重油・軽油

◎その他

- ①800℃以上で24時間連続運転
- ②有害な廃ガス・廃液の安全処理